（前のページより続き）
○道路に関する件（東北地方整備局九～一一）　七一
○道路に関する件（関東地方整備局一七、一八）　七一
○都市計画に関する件（同一九）　七一
○道路に関する件（北陸地方整備局八～一〇）　七二
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一三）　七二
○道路に関する件（四国地方整備局八、九）　七二
○都市計画に関する件（北海道開発局五）　七三
○道路に関する件（同六～一〇）　七三

〔官庁報告〕

国家試験
CBTによる平成二十九年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　七三

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十九年度平成二十九年十一月分）（財務省）　七六

本号で公布された法令のあらまし

◇国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令（政令第一六号）（財務省）

1　有料宿舎（自動車の保管場所に係るものを除く。）の延べ面積の区分及び有料宿舎の所在地の区分に応じた一平方メートル当たりの基準使用料の額（月額）を次のとおり改めることとした。（第一三条関係）

改　正　前

（延べ面積）　（金額）

	一級地	二級地	三級地	四級地	その他
五五平方メートル未満	六四三円	四六五円	四一三円	三八六円	三七一円
五五平方メートル以上七〇平方メートル未満	七八八円	五七六円	五一六円	四八三円	四六五円
七〇平方メートル以上八〇平方メートル未満	一、一八一円	七四六円	六二二円	五八四円	五六一円
八〇平方メートル以上一〇〇平方メートル未満	一、三八九円	九〇三円	七六六円	七二〇円	六九二円
一〇〇平方メートル以上	一、六二〇円	一、一〇四円	九三二円	八七八円	八四四円

改　正　後

（延べ面積）　（金額）

	一級地	二級地	三級地	四級地	その他
五五平方メートル未満	六九六円	四九八円	四四七円	四一四円	三九二円
五五平方メートル以上七〇平方メートル未満	八七〇円	六二二円	五五九円	五一八円	四九〇円
七〇平方メートル以上八〇平方メートル未満	一、三〇五円	八〇九円	六七一円	六二二円	五八八円
八〇平方メートル以上一〇〇平方メートル未満	一、五六六円	九九五円	八三九円	七七七円	七三五円
一〇〇平方メートル以上	一、八二七円	一、二一三円	一、〇〇六円	九三二円	八八二円

2　有料宿舎（自動車の保管場所に係るものに限る。）の自動車の保管場所の区分及び有料宿舎の所在地の区分に応じた一平方メートル当たりの基準使用料の額（月額）を次のとおり改めることとした。（第一四条関係）

改　正　前

（自動車の保管場所）　（金額）

	一級地	二級地	三級地	四級地	その他
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	九五六円	四三八円	三三六円	二七五円	二三九円
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物の一部に設置するもの	一、七九四円	一、二七六円	一、一七四円	一、一三円	一、〇七七円
専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの	一、〇九五円	五七六円	四七四円	四一三円	三七七円